

犬山市森林整備 地域活動支援事業 補助金

市内の森林保全のための整備や、その意識の向上に関する事業を実施する団体を支援します！

1団体につき事業費を **50万円** まで補助

犬山市では、市内の森林の持続的な維持管理や、森林整備への意識の向上を目的とした講座の開催などの事業を積極的に行う団体又は法人を支援するために、事業に要する費用の一部を森林環境譲与税を活用し補助します。

- <補助対象者> ・市内で活動する団体又は法人（1団体につき年1回申請可能）
- <補助金額> ・補助対象事業費の2分の1（補助金額の上限は50万円）
- <対象となる事業> ・犬山市内の民有森林において実施する健全な森林の育成に資すると認める事業
（例）○森林の保全のための整備に係る事業
除伐・間伐・下草刈り等の森林整備活動、土地の所有者調査、境界画定等の事前準備、機材・資材等の購入、講習等の受講
○市民・地域住民や森林所有者へのセミナー等の開催
- <対象となる経費> ・報償費 講師・専門家への謝礼 等
・旅費 交通費、宿泊費は、1泊につき11,000円を上限
・需用費 森林整備等に必要な資機材の購入費、消耗品費 等
※資機材の購入については、事業の継続的な実施が見込まれるものに限る
・委託費 測量等専門的な作業等に係る部分的な委託料
・役務費 通信運搬費、保険料 等
・使用料及び賃借料 会場使用料、車両・機械等の賃借料 等

★申請予定の方は事前に環境課へご相談ください。

●問い合わせ先 犬山市 経済環境部環境課 エコアップ担当 （市役所3階）

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 TEL0568-44-0345（直通）
FAX0568-44-0367 Eメール：020300@city.inuyama.lg.jp

※上記内容は令和2年 4月 時点のものです。詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。